

# 登記相談は 予約制です。

富山地方法務局の**登記相談は予約制**です。

登記相談を希望されるお客様は、**事前に電話等により予約**していただきますようお願いいたします。

**予約されずに来庁された場合、当日予約となりますので、予約の空き状況によっては、待ち時間が長くなったり、当日に相談をお受けできないことがあります。**

## 1 予約先及び問い合わせ先等

登記部門 TEL 0 7 6 - 4 4 1 - 7 1 0 9  
魚津支局 TEL 0 7 6 5 - 2 2 - 0 4 6 1  
高岡支局 TEL 0 7 6 6 - 2 2 - 7 3 7 2  
砺波支局 TEL 0 7 6 3 - 3 2 - 2 3 6 1



登録  
相談

## 2 相談受付時間

登記部門 9時～11時30分,  
13時～16時30分  
(毎週水曜日は午後のみ)

魚津支局 9時～11時  
高岡支局 9時～11時30分, 13時～16時30分  
砺波支局 9時～11時

## 3 予約方法

窓口又は電話

富山地方法務局

## 登記相談を利用されるお客様へのお願い

- 1 相談時間は、おおむね**20分～30分以内**です。
- 2 相談の際には、現在の登記の内容を確認させていただく必要があります。そのため、**登記事項証明書又は登記事項要約書等**をお持ちください。
- 3 不動産登記及び会社・法人登記の**申請手続の相談**をお受けしています。法律相談や、契約の内容等の個別の事案の相談については、お受けできません。

※ **会社・法人登記に関する相談は、富山地方法務局登記部門(本局)のみで行っています。支局では行っていません。**

- 4 申請書や添付書類は、**お客様ご自身で作成**していただきます。なお、相談窓口で申請書などを作成することはできません。
- 5 作成された登記申請書は、**申請受付後、登記官が「審査」**を行います。

**登記相談は、登記申請書の「事前審査」ではありませんので、登記官の審査により、申請書の訂正や添付書類の追加提出が必要になる場合があります。**

- 6 登記の申請人は、土地・建物の名義人や会社・法人の代表者です。それ以外の方については、相談をお断りする場合があります。
- 7 登記を完了させるまでには**数回来庁していただく場合があります**。お時間のないお客様や手続が難しいと考えられるお客様は、**司法書士や土地家屋調査士に依頼**することもできます。

☆ **富山県司法書士会 (総合相談センター)**  
TEL 0 7 6 - 4 4 5 - 1 5 7 6  
(毎週月～金曜日 13時～16時)  
☆ **富山県土地家屋調査士会**  
TEL 0 7 6 - 4 3 2 - 2 5 1 6



登録  
相談